

◆第2部 分野別施策の実施状況

第2章 自然と共生する社会づくりの推進

第1節 自然とふれあう活動の推進

1 自然とふれあう機会の充実

(1) 人材の育成

① 星空案内人【自然環境課】

県では、「特定非営利活動法人 星のソムリエ機構」が実施する認定制度を活用し、令和3年度から「星空案内人」または「準案内人」を育成しています。天文に関する専門講座を開催し、一定の内容を履修された受講者を「準案内人」、さらに星空案内や望遠鏡での天体観察について実践を積み重ねた準案内人を「星空案内人」として認定しています。

令和6年度末時点での「星空案内人」認定者は21名、「準案内人」認定者は56名となっており、今後、それぞれの星空案内人が県内各地域で多くの人に対し、星空や宇宙への関心を広げるきっかけとなるような活動をしていくことを期待しています。

② フォレストサポーター^{*1}【森づくり課】

県では、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識習得を図るとともに、森林の案内や野外体験学習等におけるボランティア活動の指導者を確保するため、フォレストサポーターを養成しています。

令和6年度末現在123人のフォレストサポーターが認定を受け、県内各地で活動しています。

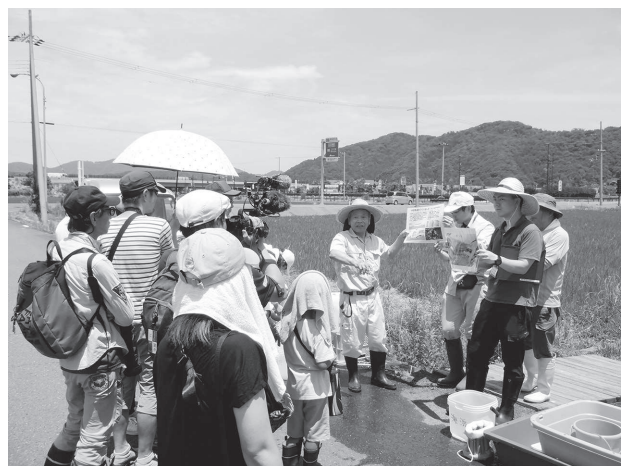
今後も、子どもたちに対して、魅力ある森林環境教育を行い、多様な森林体験の機会を提供しながら、将来、福井県の森林・林業を担う後継者、指導者として活躍してもらうことを期待しています。



フォレストサポーターの活動の様子

(2) 自然とふれあう機会の提供【自然環境課】

県自然保護センターでは、自然観察会や天体観望会等を、県海浜自然センターでは、スノーケリング自然教室、海のふれあい教室や三方五湖自然教室等を開催しています。



三方五湖自然教室「田んぼで魚の赤ちゃんをつかまえよう」
(R7.6.29)

表2-1-1 イベント等の開催状況

○県自然保護センター行事（令和6年度）

行事名	回数	参加人数
自然観察会	5	120人
自然観察の森ガイド	52	1,218人
天体観測会・プラネタリウムなど	406	5,092人
計	463	6,430人

○県海浜自然センター行事（令和6年度）

行事名	回数	参加人数
スノーケリング自然教室	14	98人
海のふれあい教室	23	396人
三方五湖自然教室など	10	116人
指導者養成講座	2	34人
計	49	644人

^{*1}フォレストサポーター：県が行う所定の研修を受講した者を「フォレストサポーター」に認定し、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動等のボランティア活動の指導者として活動しています。

(3) エコ・グリーンツーリズム^{*1}

【中山間農業・畜産課】

都市住民の環境や食の安全安心に対する意識の高まり、体験交流型への旅行スタイルの変化などを背景に、農山漁村地域における自然体験や農林漁業体験を行うエコ・グリーンツーリズムの参加人口が増加しています。特に本県では京阪神や中京地域に近いという立地条件に加え、海・山・里には、豊かな自然や食文化があることから、エコ・グリーンツーリズムによる地域資源を活かした農山漁村地域の活性化が期待されています。

本県では、平成27年8月に「ふくい里山里海湖ビジネス協議会」を設置しました。その中で、中山間地域の歴史や文化、豊かな自然環境を生かし、農家民宿、農家レストラン、ミニ直売所、トレイルコース、農林漁業体験施設等を整備し、都市との交流を促進することで地域の活性化を図ることを県内市町や関係機関との間で意思統一しました。

① 広域的な連携

エコ・グリーンツーリズムを実施する団体や市町が広域的に連携し、都市圏に向けた情報発信の強化、受入実践者の資質向上等により、農山漁村地域への誘客を拡大するため、平成20年9月に、全県的な推進組織「ふくいエコ・グリーンツーリズム・ネットワーク」を設立し、会員同士の連携や研修を実施することによる人材育成、フォーラム等の開催による普及啓発に取り組んでいます。

② 農家民宿

都市と農山漁村の交流の拠点として「農家民宿」の開業を促進しており、平成17年11月に食事の提供に必要な施設基準を緩和する全国初となる本県独自の規制緩和を実施するとともに、研修会の開催などの開業の支援を行っています。令和6年度は、県内では新たに3軒が許可を取得し、福井市、越前市などで227軒の農家民宿が開業しています。

③ 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもが農林漁業者と交流し農林水産業や自然を体験することには、大きな教育効果が認められています。このため、平成20年度から農林水産省、文部科学省、総務省の三省連携で農山漁村における小学生の長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートしました。本県では、若狭町、美浜町が受入れモデル地域に採択され、大敷網などの漁業体験、そば打ち、魚の調理などの食体験を実施しました。また、農山漁村地域における令和6年度の体験旅行受入は、約21,000名の受入となりました。県内の小中学校を中心に坂井市で約2,300名、美浜町で約4,500名の受入れがありました。



教育旅行でのシーカヤック体験の様子

④ 都市農村交流員

平成21年4月から、(公社)ふくい農林水産支援センターに「都市農村交流員」を配置しており、現在2名が活動しています。都市と農山漁村とをつなぐコーディネーターとして、若者の誘致活動、農山漁村における受入れのサポート、地域資源を活用した交流の活性化などに活躍しています。

^{*1}エコ・グリーンツーリズム：エコツーリズムと、グリーン・ツーリズムを合わせた言葉です。エコツーリズムとは、訪れた地域の豊かな自然環境を体験するとともに、それら自然環境の保全に責任を持つ観光の形態のことです。グリーンツーリズムとは、稲刈りや地引網などの農林漁業体験や、地域の郷土料理、伝統文化などを楽しむ観光の形態をいいます。エコツーリズム、グリーンツーリズムとともに、欧米において余暇を自然との対話の中から自己実現として楽しむため発展してきた観光形態です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

⑤ 人材育成

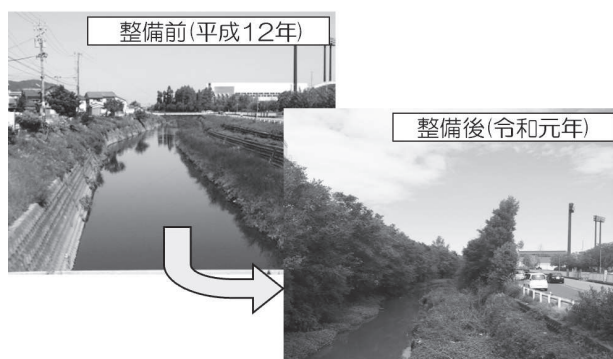
エコ・グリーンツーリズムの受入を担う人材を育成するため、平成28年度から、ふくい農業ビジネスセンターを拠点として、「里山里海湖ビジネス研修」を開講しています。令和7年度は農家レストランや農家民宿開業者向けの講座を設けており、意欲のある方が受講しています。



研修の様子

筋^{*1}、河畔林、階段等の整備を行い、令和2年度をもって完成しました。

環境教育として、狐川流域まちづくり協議会や公民館が主体となり、地元小学生を対象に、狐川の保全の取組みの紹介や水質調査、生き物調査等を毎年継続して行っています。



狐川 整備状況

(4) 水辺の楽校プロジェクト【河川課】

現代の子どもたちは、自然にふれあう機会が減っているため、自然体験、生活体験不足につながっています。そこで、子どもたちが水辺に親しみ、遊び学ぶことができるよう、水辺に近づく護岸等の整備を進めるなど、自然環境あふれる安全な水辺を創出し、子どもたちの自然体験活動を支える地域連携体制を整えています。

・福井市狐川 水辺の楽校

福井市の狐川では、過去の河川改修事業による直線化・コンクリート化や市街化に伴う水田の宅地化等によって、水辺植物の消滅、魚類や昆虫の生息場の喪失、子どもたちの水辺にふれあう機会が減少したことから、地域住民と協力し、自然環境の復元や身近な環境学習の場を目指して、水辺空間の整備を進めています。

平成15年度に流域6地区の公民館長や学識経験者等により「狐川流域まちづくり協議会」を設立。平成16年度から、行政と住民によるワークショップを開催して全体整備計画を検討し、平成18年度から、毎年3回地元の方の意見を聞きながら、みお



水質調査の様子 (R6.11)



生き物調査の様子 (R6.9)

*1 みお筋： 平時に流水が流れている道筋。川幅は広くてもみお筋はその一部で、しかも、曲がりくねっているのが普通です。より自然な川の流れをつくり出すには、みお筋が形成されるよう配慮することが重要です。

2 自然公園などの適切な保全と活用【自然環境課】

(1) 自然公園

本県は、自然豊かな県と評されており、その豊かな自然環境を保全するため、自然公園法および福井県立自然公園条例に基づく自然公園や福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が指定されています。

図2-1-2 自然公園および自然環境保全地域
自然公園の区域



本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国立公園、嶺南のリアス海岸である若狭湾国立公園、白山国立公園に隣接する奥越高原県立自然公園の4公園が指定され、その面積は61,912haで県土面積の約14.8%を占めています。また、若狭湾国立公園には、海域の景観を維持するために三方海域公園地区が指定されています。

自然公園内においては、工作物の新築等、一定の行為について開発規制を行うことで優れた自然の風景地を保護するとともに、適切な利用を推進し、生物多様性の確保を行っています。

また、国が委嘱する自然公園指導員31名や県が委嘱する自然公園管理協力員36名等の協力を得て、自然公園の利用者や居住者に対して自然環境保全の重要性の普及啓発を図っています。

なお、国際的に重要な湿地として、平成17年11月に、若狭湾国立公園内の三方五湖が、平成24年7月には越前加賀海岸国立公園内の中池見湿地がラムサール条約湿地*1に登録されました。

表2-1-3 自然公園の概況 (単位: ha)

公園名	面積	特別地域		普通地域	海域公園地区
		特別保護地区	特別地域		
白山国立公園 (福井県部分のみ)	7,406	220	7,186		
越前加賀海岸国立公園 (福井県部分のみ)	8,008	92	7,721	195	
若狭湾国立公園 (福井県部分のみ)	15,459	67	15,187	205	30.2
奥越高原県立自然公園	31,039		17,869	13,170	
計	61,912	379	47,963	13,570	30.2

表2-1-4 自然公園利用者数 (令和6年)

公園名	利用者数
白山国立公園 (福井県部分のみ)	175千人
越前加賀海岸国立公園 (福井県部分のみ)	4,432千人
若狭湾国立公園 (福井県部分のみ)	9,597千人
奥越高原県立自然公園	755千人
計	14,959千人

(2) 自然公園内の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的としています。県では、それぞれの公園計画に基づいて大野市の三ノ峰や赤兎山の登山道、坂井市の越前三国オートキャンプ場、若狭町の食見園地 (マリンパーク)、おおい町の福井県ふるさと海浜公園 (赤礁崎オートキャンプ場) などを整備してきました。

近年は、訪日外国人を含む公園利用者の安全確保や利便性向上のために、老朽化した既存施設の更新や長寿命化のほか、案内標識等の多言語化表記を進めるとともに、大雨等により被害を受けた施設の復旧等の対策を実施しています。

*1 ラムサール条約・ラムサール条約湿地: 湿地の保護と利用管理を目的とした国際湿地条約で、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年(昭和46年)イランのカスピ海沿岸の都市ラムサールで採択されました。条約では国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として登録し、その湿地の保全・再生と賢明な利用(wise use)を進めていくことが求められています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-1-5 自然公園の施設整備の状況（令和6年度実施分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修、標識改修
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（平泉寺園地）	公衆トイレ改修
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（荒磯遊歩道、雄島遊歩道）	木柵整備、歩道改修
越前加賀海岸国定公園	福井市鮎川町（丹生海岸園地）	公衆トイレ改修
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	電源設備設置
若狭湾国定公園	若狭町世久見（近畿自然歩道）	舗装改修、法面設計
中部北陸自然歩道	坂井市三国町北本町	公衆トイレ洋式化

表2-1-6 自然公園の施設整備の状況（令和7年度計画分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修、標識改修
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（小原三ノ峰線道路）	木道改修
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（荒磯遊歩道、二ノ浜遊歩道）	木柵整備、歩道改修
越前加賀海岸国定公園	福井市鮎川町（丹生海岸園地）	駐車場改修
越前加賀海岸国定公園	福井市南菅生町（鉾島園地）	安全柵改修
越前加賀海岸国定公園	福井市蓑町（亀島園地）	安全柵改修
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	電源設備設置
近畿自然歩道	小浜市田島	公衆トイレ洋式化

(3) 里海湖トレイル

トレイルとは「踏み分けた跡。山中や原野の小道。」という意味です（広辞苑より）。近年、気軽にできる運動として健康のために歩くことが着目され、本県でもふくい SATOYAMA トレイルコースや数々のウォーキング大会などで使用されるコースがあります。自然公園内には、自然に親しみ、その土地の歴史や文化とふれあうための登山道や歩道のほか、環境省が計画し、全国で整備が進められている長距離自然歩道などがあります。

これらの施設のなかでも特に、本県の自然公園の特色でもある風光明媚な海岸線や湖などに沿ったルートやこれらの景色を眺望できるルートを「里海湖トレイル」として、利活用の促進に努めていきます。



若狭町世久見（砂浜の先に遊歩道が続きます）

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

(4) 自然環境保全地域

① 自然環境保全地域の保全

県では、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な区域を「福井県自然環境保全地域」に指定しています。

現在は、敦賀市池河内の湿原と池田町榑俣のブナ林の2か所が指定されています。池河内中央部の阿原ヶ池周辺では、当地区の管理・保全を図るための

木道（604m）を整備し、水路の見回りや草刈り等の管理を委託しています。平成28年度から始まった木道の修繕工事は平成30年度に完了し、新しくなった木道は訪れた人々が四季折々の美しい自然を観察することにも利用されています。

表2-1-7 福井県自然環境保全地域の概要（令和7年3月末現在）

名称	所在地	指定年月日	面積 (ha)			保全対象とする自然環境の概要
			特別地区	普通地区	計	
池河内	敦賀市池河内	昭和52.3.25	7.8 うち、野生動植物保護地区7.4	103.2	111	敦賀市を流れる笙の川の源流部に形成された湿原とその周辺域。湿原部には、ヤナギトラノオ（南限種）、ヤチスギラン（西限種）、ミズドクサ（南限種）、ハッコウトクサなどの貴重な野生動植物がみられる。
榑俣	池田町榑俣	昭和54.6.19	162.12	—	162.12	本県では稀なブナ・ウスギヨウラク・チシマザサ群落として特徴付けられるブナ自然林が広範囲に分布する。一帯には、モミジカラマツ（西限種）、シロウマイノデ（西限種）などの植物のほか、クマタカなどの希少猛禽類がみられる。



池河内湿原のカキツバタ群落と木道



榑俣のブナ林

② 自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき、事前届出が義務付けられています。届出が必要になる行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形状の変更のうち、一団の土地の総面積が1ha以上の行為です。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告を行っています。

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進